

美浜原子力発電所 3号機の事故に関する志賀原子力発電所の状況について

昨日発生した、美浜原子力発電所 3号機の事故は、放射能の放出を伴わなかったとはいえ、多数の作業員の方に死傷者が発生したという事故となった。

志賀原子力発電所は、沸騰水型（BWR）といわれる型の原子炉であり、美浜原子力発電所の加圧水型（PWR）とは原子炉の型が違うものであるが、志賀原子力発電所においても発生する可能性があるのか、また、点検の実施状況について北陸電力㈱に対し説明を求め、本日、原子力部長から説明を受けた。

事故の原因や、死傷者が発生した状況等、詳細についてはまだ調査中の部分が多い状況であるが、下記の様な説明を受けた。

志賀原子力発電所 1号機における給水系及び復水系の配管において、減肉が懸念される箇所については、

a) 米国における配管破断事故（1986年12月）等を踏まえた対策を行っていること。

- ・配管の口径を太くする。
- ・配管の肉厚を厚くする。
- ・配管の材質を減肉しにくいものにする。（低合金鋼を使用）

b) 5回の定期検査に1回の頻度で点検を実施していること。

- ・第8回定期検査において確認された0.2mmが最大となっており、問題のないことが確認されている。

志賀原子力発電所において同様の作業が実施されることがあるのかどうかについては、

a) 原子炉の型式が違うため、放射線量が高い部分があり、この区域については立入が制限され、同様の作業が実施されることはないこと。

b) 給水ポンプ周り等放射線量がない箇所については、準備作業を実施することはありうる。

県としては、国の対応状況を踏まえつつ、今後も情報収集に努めると共に、立入調査において上記点検状況等について確認していくこととしている。

平成16年8月10日
原子力安全対策室
(直通) 076(225)
1465
(県庁内線) 4234